

海外における土壤汚染に関する法規制の新たな動き ①

世界の土壤対策関連の法規制

1980年 アメリカ CERCLA
1986年 アメリカ SARA [スーパーファンド法]

1987年 オランダ「土壤保護法」

1990年 イギリス「都市計画法」、「環境保護法」

1995年 韓国 「土壤環境保全法」

1999年 ドイツ 「連邦土壤保全法」

2000年 台湾 「土壤及び地下水整治法」

2003年 日本 「土壤汚染対策法」

2016年 タイ 「工場敷地内の土壤地下水汚染に関する管理規制（工業省令）」

- 土壤汚染に関する法整備が早かったのは欧米諸国。
- アメリカ、イギリスは土壤に特化した法律はない。



新興国で土壤汚染関連法制定の動き

アジアの法規制の動き

中国
「土壤污染防治法」
土壤・地下水汚染に特化した全国的な初の法律となる。
2020年前までの施行が濃厚。

マレーシア
2016年以降に制定見込み。ガイドラインは策定済み
(汚染土地の管理に関するガイドライン、2009年)

シンガポール
JTC ガイドライン (1996)
工場の設立・閉鎖時に土壤調査を実施

インドネシア
環境管理保護法 (2009, No.32) および
有害廃棄物による汚染サイトの修復手順 (2009, No.33)

日本と他国の比較

	日本	アメリカ	タイ	中国
法的調査義務・契機	特定施設廃止時、大規模開発時に調査義務	汚染発覚時(州により異なる)	工場建設時 操業中モニタリング	工場閉鎖 工場跡地の再開発時
調査対象	有害物質使用施設	汚染サイト	対象 12 業種	有害物質使用施設
基準値判定方法	一律	リスクベース評価	用途別(環境基準) 一律+リスク(新省令)	リスクベース評価
対象物質範囲	25 物質 溶出量評価(重金属のみ含有)	約 800 物質 含有量評価、石油は除外	約 120 物質、含有量評価	約 100 物質 (展覧会用地並びに北京市リスク評価選別値) 含有量評価
数値の種類	1 種類	主に住宅、工場の2種類 (州により異なる)	その他、住居及び農用地等に関する環境基準あり	3種類(公園、住居、工業・商業 ※北京市リスク評価選別値)

海外における土壤汚染に関する法規制の新たな動き ②

タイの法規制 新制定



工場敷地内の土壤・地下水汚染に関する新しい管理規制(工業省令)

- 2016年 4月29日 公布
- 2016年 10月26日 施行(予定)

対象業種の工場は 2 回の調査を実施し、工場局 (Department of Industrial Works : DIW) へ届け出を提出する必要あり

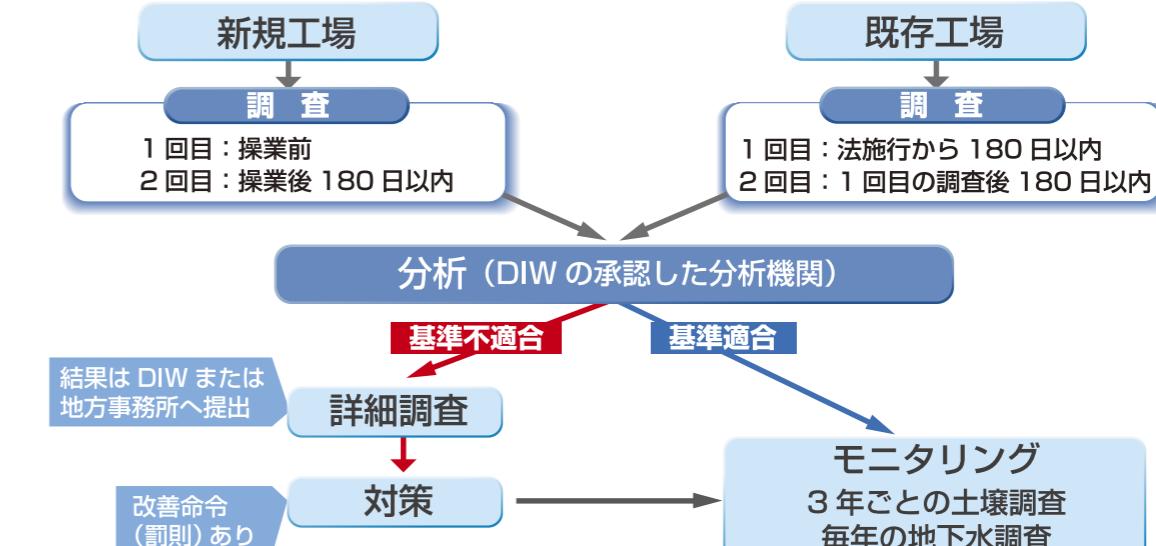
対象業種

- ①繊維、②紙・パルプ、③化学、④塗料、
⑤火薬・インクなど化学製品、
⑥石油精製、⑦非鉄製錬、⑧照明器具、絶縁材、電池、
⑨塗装、メッキ、⑩廃棄物中間処理、
⑪廃棄物分別・最終処分、⑫リサイクル

対象物質

- 約 120 種(含有量評価)
揮発性有機化合物、重金属類、農薬類、油など。
BTEX、PAH 等も含む。
BTEX : ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン
PAH : 多環芳香族炭化水素

調査・対策フロー



DOWA のサポート体制

本省令には調査方法の詳細、対策方法など、現時点でまだ未確定の部分が多く存在しております。

DOWA グループのタイ拠点である WMS 及び ESBEC 社、そしてグローバルネットワークを有する環境コンサルティング会社の E&E solutions 社では引き続き DIWへのヒアリングを継続して参りますので、ご不明な点がございましたらいつでもご相談下さい。

DOWA
ネットワーク

WMS A member of DOWA タイ拠点 **ESBEC** Eastern Southeast Environmental Complex

日本でのコンサルティング

E&E Solutions Inc. イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社